

平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業 業務仕様書

1 概要

愛媛県の未婚化及び晩婚化の地域格差要因に加え、県内市町ごとに結婚や出産に影響を与える背景を把握・分析し、本県が取り組むべき施策の立案を行うための基礎資料とする。

また、分析結果を県と市町で共有することにより、広域的な連携を含め、市町における潜在的な地域力を活かした施策の検討を後押しし、県全体として少子化対策の底上げを図ることを目的に本事業を実施する。

2 業務内容

(1) 本県の結婚、出産に関する統計数値の地域格差要因の分析

人口統計資料集、出生動向基本調査等の各種統計調査等から結婚に影響を与える主要因と考えられる「結婚要因（有配偶率要因）」及び出産に影響を与える主要因と考えられる「夫婦の出生力要因（有配偶出生率要因（第1子要因、第2子要因、第3子要因以上要因別）」を中心に、本県及び県内市町の比較等を通じた定量分析を行い、課題を抽出する。

(2) 県内市町ごとに結婚、出産に関する統計数値に影響を与える背景を把握・分析

県内市町ごとに、結婚、出産に影響を与えると想定される社会経済的・施策指標と、「結婚要因（有配偶率要因）」及び「夫婦の出生力要因（有配偶出生率要因（第1子要因、第2子要因、第3子要因以上要因別）」との関係性を検証するための統計分析を行い、影響を与える背景を把握・分析し、この背景をマップやグラフ上に可視化して表す。

(3) 大学生等の若者を対象とした意識等の現状調査

県内に在学している学生や県外で就学している本県出身の大学生等のネットワークを活用し、若者たちが本県での結婚や就職などの各ライフイベントについての意識等の現状調査を行い、若者の意識等を把握、分析するほか、えひめ結婚支援センターと連携し、センター事業に参画する企業の従業員たちが結婚や出産に対し、どのように考えているのか把握することで、実態との乖離を分析する。

(4) 分析報告書の作成

分析報告書について県と協議し、報告書の内容を決定する。また、報告書の作成に当たっては、専門的な統計用語や手法については、必要に応じて解説を付記する。

(5) 分析結果共有ミーティングへの出席等

広域的な連携を含め、潜在的な地域力を活かした施策の検討を行う市町を後押しするため、県が市町の少子化対策担当者等を対象に開催する会議に出席し、分析結果の共有を図るとともに、結婚、出産に関する統計数値にプラスに寄与していると考えられる特徴的な施策等について発表し、分析報告書に関する質問に対応する。

3 業務の実施期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 対象経費

(1) 経費の内容

本事業の対象経費は次のとおりとし、事業を実施するために必要な経費とする。

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費

(2) 経費の具体例及び予定事業費

科目	経費の具体例
賃金	事業を実施する上で必要な委託先職員の賃金 など
報償費	学識経験者に対する謝金 など
旅費	事業（ヒアリング等）を実施する上で必要な委託先職員の交通費 など
需用費	印刷製本費（報告書、アンケートに係るコピー代など） 消耗品費
役務費	通信運搬費（切手、はがき等の郵便料、電話代） など

(注) ア 対象経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。

イ 団体の運営上必要とされる恒常的な経費（賃金以外の各種手当や社会保険料の人件費、団体事務所の賃借料など）は原則対象としない。

ウ 備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

エ 上記事例以外でも、真に必要な費用は対象経費として認めることがある。

5 留意事項

- (1) 本事業は、平成29年2月23日付け府子第50号で通知のあった「地域少子化対策重点推進交付金」を活用したものであり、受託者は、同交付金交付要綱や地域少子化対策重点推進事業実施要領」の定めに基づいた愛媛県から指示、各種通知等に遵守すること。
- (2) 受託者は、本事業を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 受託者は、委託契約締結後、速やかに事業計画書及び収支予算書を県へ提出して承認を受けるものとし、事業終了後も、速やかに事業実績報告書及び収支決算書を県へ提出するものとする。
- (4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課に連絡すること。
- (5) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (6) 事業実施に当たっては、特定の価値観の押しつけとならないよう留意し、関係機関と十分に連携を図ること。